

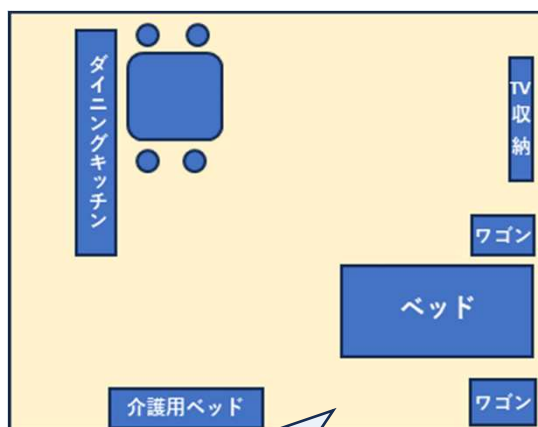
1. 出生・乳児期（入院～退院後の暮らし）

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
「安全」「簡単」「時短」な暮らしの工夫を、こんな風にされています。
ご参考になさってください。

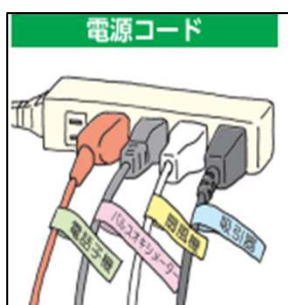
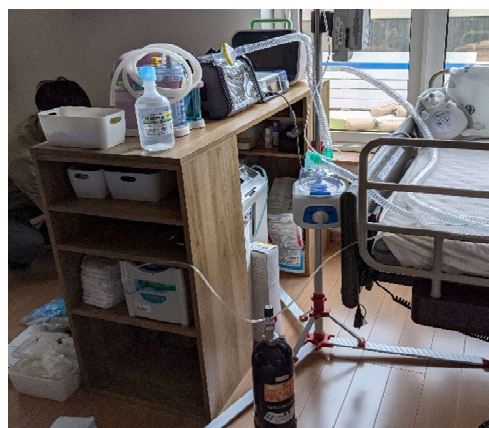


お部屋の配置例



ベッドの両サイドは、60cm程度のスペース（介護が便利）

ベッド周辺の機器等



いつでも様子が見えるよう、居間にベッドを設置して、生活している方が多いです。
夜間は、介護のための介護用ベッドを準備している方もいます。
すぐに医療的ケアや対応ができるよう、棚の工夫やワゴンの活用が便利です。
（ベッドの枕元に、医療材料や必要物品を整理し、ごみの分別などの整理など）
電源のトラブルを防ぐため、コードの工夫（色分け・名称を書く）をしていくと安心です。

退院前に、病院や福祉関係者と一緒に考えていきましょう。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
通院やお出かけを安全にできるよう工夫しています。
ご参考になさってください。



通院 ・お出かけ



ベッドとバギーの移動



カーシートの活用

玄関の段差には
スロープ



福祉車両の利用



「バギー」
子どもの障害に合わせて、
背もたれの角度を変えられる。
座面の下に「人工呼吸器」などを
積めるような造りになっていること
が特徴

通院や外出の際には、安全な方法で、自家用車を利用する準備が必要になります。
ベッド ⇄ バギー ⇄ 車の移動の仕方、車内で医療的ケアができるためのカーシートの設置場所、
医療機器をどんな風に固定し、どんな手順で行うかなど、決めておくの良いです。
退院時は介護タクシーの利用をし、慣れてきた頃に、福祉車両の購入など検討している方も
います。

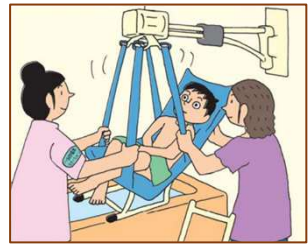
退院前に、病院関係者や福祉関係者と一緒に考えましょう。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方の入浴の様子をご紹介します。
ご参考にしてみてください。



お風呂の様子

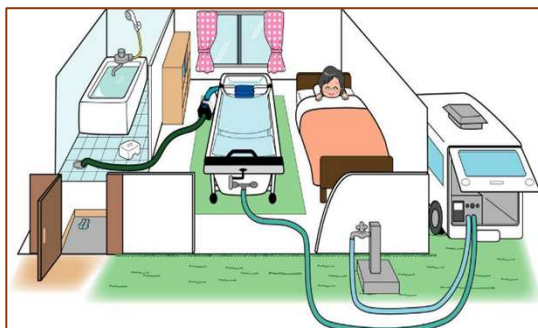


ご自宅での入浴は、お子さんの成長に応じて、工夫していきます。

介護者の腰や膝への負担が大きくなるように、・ベビーバス・簡易浴槽・シャワーチェア・リフトなどの福祉用具(日常生活用具の助成あり)を活用していくことをお勧めします。

「訪問看護」や「訪問介護(ヘルパー)」に手伝ってもらうことも可能です。

相談支援専門員・訪問看護師・リハビリ職員などに相談してください。



身体が大きくなると、「訪問入浴」の福祉サービス利用する方もいます。

「訪問入浴」とは、看護師や支援員などのスタッフ等がご自宅を訪問し、専用の浴槽を使って入浴をサポートするサービスです。

相談支援専門員に相談してください。

① 自宅ではどんな暮らしをしているのか知りたい

医療的ケアを必要とする方のご自宅の様子をご紹介します。
ご参考にしてみてください。



心地よい快適な暮らしを

手づくりカニューレバンド



手づくり人工鼻カバー



手づくり注入ボトル
(壁掛けフック)



バンダナネックカバー
気管切開



お子さんの皮膚はデリケートなため、柔らかい素材のカバーやバンドなど、手作りで工夫されている方もいらっしゃいます。

【退院時】

医療的ケア・オムツ交換・入浴介助・食事の準備など忙しくなります。無理をせず、まずはお子さんとの生活に慣れましょう。

【慣れてきた頃】

好みのデザインや手作りなどの工夫を、少しずつしていきます。

② 退院までの流れ・準備について知りたい

入院中から退院までの流れ

1

お子さんに必要な治療が行われ、家庭生活が可能状況に近づきましたら、病院関係者と保護者にて、退院にむけての話し合いや準備が開始します。

2

退院後のサポートが必要な場合(母子保健や障害福祉サービスの利用など)は、病院の退院支援担当から「市子育て支援課」に依頼されます。

3

地域の支援者(子育て支援課職員、保健師、相談支援事業所等)が保護者と面接、希望される暮らしや心配事などをお聞きし、地域の必要な情報をお伝えします。

4

保護者へ地域の支援者を紹介し、自宅での準備などの相談に応じます。
必要に応じて、退院前の会議を開催したり、病院関係者や地域の支援者が自宅を訪問し、安心した暮らしができるよう医療機器の配置やシュミレーションを行う場合もあります。
保護者と一緒に退院準備がすすめられます。



退院

お家に帰るまでに ご家族ができること

病気を理解しよう

医師から病気の説明・症状等の説明を受けます。

医療機器に慣れてみよう 医療的ケアを学ぼう

医療スタッフより、医療機器の使い方や医療的ケアの説明があります。ご家族と一緒に練習していきましょう。

手帳・助成制度の利用や補装具等の利用 や申請を検討しよう(P41-44参照)

病院の医療ソーシャルワーカーが、お手伝いします。

自宅の暮らし方や役割分担などについて、 ご家族で考え相談していこう

一日を通したケアの流れ、家族の役割分担、在宅ではどんな協力を希望するか等を考え、医療スタッフや地域の支援者に相談していきましょう。

家庭で必要な物品の準備をしましょう

お家で必要な物品を、医療スタッフや地域の支援者に確認し、準備していきましょう。

自宅での生活後、子どもの医療や障害福祉サービス、母子保健などの心配事が出た場合、自宅に訪問する訪問看護師や相談支援専門員、保健師等にご相談ください。
医療費助成や手当、手帳申請や福祉サービス等の申請手続きは、P41～P44となります。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

お子さんの暮らしを地域で支える、医療と福祉のサービスがあります。



医療保険のサービス

内 容		
訪問診療	医師・看護師が、病院への通院が難しい方に対し、ご自宅を定期的に訪問して診療します。診察や相談、薬の処方、予防接種などを行います。	—
訪問看護	保健師・看護師・理学療法士等が、自宅を訪問。病状の観察、点滴・注射など診療の補助、食事や排せつなどの療養生活のケア、リハビリなどを行います。（主治医の指示のもと）	P12
訪問歯科診療	歯科医師と歯科衛生士が、ご自宅を訪問。虫歯の治療、歯や口腔機能の発達、お口の健診、口腔ケアを行います。	—
リハビリテーション (外来・訪問)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、自宅を訪問してリハビリをします。身体の機能を維持・改善したり、食事や排せつなど日常生活動作の工夫や練習、食べる・飲みこむなどの練習、コミュニケーションの訓練などを行います。（主治医の指示のもと）	P14
訪問薬局	薬剤師が、自宅を訪問。薬の提供、相談・助言をします。（主治医の指示のもと）	—
レスパイト入院	自宅での療養が難しい場合、一時的に病院に入院する制度です。家族の休息・息抜きをサポートします。	P21

福祉のサービス

内 容			
障害者総合支援法	相談支援	相談支援専門員が、福祉サービスの利用や希望する暮らしの相談を受けます。計画を作成し、本人・家族・関係者とのケア会議を開きます。	P16
	居宅介護・通院等介助	自宅にて、入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯などの家事をします。通院時のお手伝いなども行います。	P18
	短期入所 (医療型・福祉型)	ご家族の事情により、自宅での療養が難しい場合に、短期間、施設等に入所して、必要な介護を受けることができます。	P21
	地域生活支援事業 (日中一時・移動支援・訪問入浴)	①日中一時支援事業～日中活動の場・家族の一時的な休息を促す預かり事業 ②移動支援事業～外出の支援、 ③訪問入浴サービス事業～自宅での入浴支援	P18
児童福祉法 (18歳まで)	児童発達支援	未就学の障害のあるお子さんの発達を促す、通所の療育の事業です。	P17
	放課後等デイサービス	就学している障害のあるお子さんの放課後や休業日に、生活能力の向上や社会との交流を促す、通所の療育の事業です。(高校3年生の3月末まで)	P17
	居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく難しいお子さんに、自宅訪問し、発達を促す療育の事業です。	P17
	保育所等訪問支援	保育所・学校などに支援員が訪問し、集団生活への適応のために支援を受けることができる事業です。	—

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

訪問看護ステーション

訪問看護では、看護師等がお宅に訪問して、その方の病状や障害に応じた看護を行います。

主治医の指示を受け、病院と同じ様な医療処置も行いますが、地域でご家族とともに暮らすお子さんが直面する課題や困り事の解決に向けて、共に考えます。

●訪問看護ステーション

市内に、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションがあります。

詳しくは次ページをご覧ください。

Q 誰に相談したら利用できますか？

- 受診している医療機関
 - お近くの訪問看護ステーション
 - 相談支援事業所
 - 市区町村の障害福祉の担当窓口 など
- でご相談に応じます。

訪問看護ご利用までの手続き等も説明しますので、先ずはご相談ください。

Q どんな看護をしてくれますか？

- 健康状態の観察
- 医療的ケアの実施と助言
- 入浴介助などの日常生活のお手伝い
- 人工呼吸器等医療機器の管理
- 緊急時の対応
- きょうだい児も含めた家族支援
- 主治医・相談支援員・薬剤師・歯科医師との連携等

Q どのくらいの時間、何回きてくれますか？

高齢者が主に利用される介護保険の場合もありますが、お子さんの場合は、医療保険が適応になります。通常週 3 回までで、1 回の訪問時間は30分から1 時間半程度です。

ご本人やご家族のご希望をうかがって、どのくらい訪問すればよいか決めますが、病気や状態によっては、毎日伺うこともできます。

Q どのくらい費用はかかりますか？

かかった費用の自己負担は、保険の種類や所得・年齢によって異なりますが、原則 1 割から 3 割が自己負担です。

但し、乳幼児の場合は、医療費の助成等（P41）で、自己負担が軽くなる制度もありますので、ご相談ください。

Q どんな人が来てくれますか？

- 保健師、看護師、准看護師、助産師
- リハビリテーションの専門職
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)
が伺います。

Q どんな人が訪問看護を利用できますか？

子どもから高齢者、病状や障害が軽くても重くても、訪問看護を必要とするすべての人が利用することができます。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

訪問看護ステーション

医療的ケア児に対応可能な市内の事業所です。
受け入れ状況が変わることもありますので、まずはお問合せください。

事業所名	住所	電話番号
(一社) 北海道総合在宅ケア事業団 帯広地域訪問看護ステーション	帯広市西14条南15丁目5番10号 MYビルⅡ内	23-6400
訪問看護ステーションかいせい	帯広市西23条南3丁目27番地4	67-8553
訪問看護ステーション帯広すずらん	帯広市西7条南8丁目1番地3	20-5111
訪問看護ステーションリバシィ	帯広市柏林台中町2丁目2番地3 シャルム壱番館305号	67-5592
S O I N 訪問看護ステーション帯広	帯広市西20条南2丁目12-9	67-1927
訪問看護ステーション おはな	帯広市西5条南41丁目1番地10	29-3067

みなし指定訪問看護

健康保険法の保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法による医療系サービス事業者として指定されたものとみなされます。受け入れについては、主治医や病院スタッフに相談してください。

事業所名	
帯広厚生病院 在宅療養支援科	※受け入れについては、要件があります。 (帯広厚生病院に、4週に1回受診している等)



北海道の訪問看護ステーションの
最新の情報は、厚生労働省
北海道厚生局のHPから
ご覧いただけます。
市外の訪問看護ステーションが
訪問出来る場合もあります。



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

小児リハビリテーション

理学療法 (PT) ～運動発達を支援～

- 運動発達の支援を行い、寝返り・四つ這い・歩行など移動手段の獲得、座位・立位などの姿勢の安定を促し、発達をサポートしていきます。
- 呼吸状態の悪化（呼吸の苦しさ、痰の出しにくさなど）に対し、痰の排出や呼吸介助、呼吸しやすい姿勢の検討を行います。
- 安心して在宅生活が送れるように、家での体操や環境整備・ポジショニングなどのアドバイスをを行います。

作業療法 (OT) ～遊びや活動の発達を支援～

- ご家族と相談しながら、その子に必要なあそび・日常生活の活動（食事や着替えなど）といったお子さんの生活行為の獲得に向けた支援を行います。
- また、あそびなどを通して、手先の発達や道具の操作（鉛筆・くれよん・はさみなど）の獲得に向けた支援も行います。
- 自宅・学校において活動時（あそび、日常生活の活動、机上活動）の援助方法・環境設定などをお子さん一人一人に合わせてアドバイスをを行います。

言語聴覚療法 (ST) ～コミュニケーションや食事を支援～

- 「ことばの遅れ」がみられるお子さんには、遊びや教材を通して人とのやりとりやことばの獲得に向けた支援を行います。
- 「食事が上手に食べられない」お子さんには、発達段階に応じた食事の練習のほか、食環境（食形態・食事内容・食事時の姿勢など）の検討も併せて行い安全に食べるための支援を行います。
- 「発音がはっきりしない」「声が出にくい」お子さんには、口・舌の体操、発声・発音練習、代替手段の検討などを行いコミュニケーション手段獲得の支援を行います。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

小児リハビリテーション

補装具の作製・調整

バギー、車椅子、座位保持装置、立位保持装置、歩行器、上下肢装具、体幹装具(プレーリーくん)等の補装具の作製及び調整を行います。

訪問リハビリ

リハビリテーションスタッフ(理学療法士、作業療法士)がご自宅に訪問し、日常生活をご家族とともに快適に過ごせるよう、お子さんそれぞれの目標に向かって支援します。

※毎月の診察による主治医の指示書が必要です。
※訪問リハビリは距離に応じて交通費がかかります。

小児リハビリテーションの主な機関

- 帯広厚生病院 <帯広市>
- 十勝リハビリテーションセンター <帯広市>
- 北海道子ども総合医療・療育センター(コドモックル) <札幌市>
- 旭川子ども総合療育センター <旭川市>

リハビリ開始から終了までの流れ(十勝リハビリテーションセンターの場合)

参考



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

相談支援

障害や病気がある方やその家族と共に、安心・安全な暮らしや、希望する生活が送れるよう、必要な支援について考えていきます。関係機関と協力・連携し、生活を応援する事業です。

障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所の相談支援専門員が、障害ケアマネージャーとして担当し、計画と一緒に立て、関係機関の紹介・協力・連携を行う「障害児相談支援」・「計画相談支援」を利用できます。または、保護者等ご自分で行う「セルフプラン」を選択することもできます。

帯広市の方の申請先は、子育て支援課(18歳未満) / 障害福祉課(18歳以上)となっています。

また、福祉サービスを利用されない場合でも、お住まいの近くの相談支援事業所（基幹相談支援センターまたは圏域相談支援事業所）への相談ができます。

●十勝障がい者総合相談支援センター

（基幹相談支援センター）

帯広市東11条南9丁目1番地

市民活動プラザ六中内

営業時間 月～金 8：45～17：00

☎28-7599

●相談支援センター けいせい会

（圏域相談支援事業所）

帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階

営業時間 月～金 8：45～17：30

☎25-6112

●相談支援事業所 つつじ

（圏域相談支援事業所）

帯広市西24条南3丁目70番地11

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎66-7230

●相談支援事業所 向日葵

（圏域相談支援事業所）

帯広市西16条北1丁目27番地

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎67-8352

●相談支援事業所 帯広はちす園

（圏域相談支援事業所）

帯広市西11条南41丁目7番地6

営業時間 月～金 8：30～17：30

☎47-1515

次の「障害児相談支援」・「計画相談支援」を行う事業所には、医療的ケア児等の支援について研修を受けた相談支援専門員を配置しています（要医療児者支援体制加算）。

●十勝障がい者総合相談支援センター

●相談支援事業所 つつじ

●相談支援事業所 向日葵

●相談支援センター 3ねんBぐみ（☎67-1338）



③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

未就学の障害のあるお子さん（児童発達支援事業）や、就学している障害のあるお子さん（放課後等デイサービス事業）に対し、療育や生活能力の向上、社会との交流など、必要な支援を行う事業です。

●重症児デイサービス プエオキッズ / 重症児者デイサービス プエオウイング

帯広市西5条南41丁目1番地10

療育時間 月－土・祝 10：00－16：00

対象年齢 0歳－18歳まで

☎29-3067

居宅訪問型児童発達支援事業

外出が難しいお子さんには、自宅に訪問した遊びを取り入れながら発達を促すなどの支援を行います。

●重症児デイサービス プエオキッズ / 重症児者デイサービス プエオウイング

帯広市西5条南41丁目1番地10

療育時間 月－金 10：00－14：00（内2時間程度） 対象年齢 0歳－18歳未満 ☎29-3067

訪問入浴

スタッフが自宅に訪問し、専用の浴槽などを使用して入浴の支援を行います。

●アースサポート帯広

帯広市東7条南14丁目1-13

サービス提供時間 月－金 8:30～17:30

☎26-0900

●ケアハウスグランドペアレント株式会社

帯広市南の森西2丁目4-15

サービス提供時間 月－土 8:30～17:30

☎66-9325

●株式会社支援

帯広市西17条南4丁目25-6

サービス提供時間 月－金 8:30～17:30
（祝祭日営業）

☎080-6095-6055

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

その他・障害福祉サービス事業

サービス利用中に、看護師等の医療的ケアが受けられる事業所です。

●地域生活支援ハウス HOME

帯広市東1条南17丁目3番地1

営業時間 月～日 7:00～21:00

対象年齢 0歳～成人

☎66-9166

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○	○	○	○

※看護師配置の時間は一部のため、ご相談ください。

●居宅介護

自宅にて、入浴・排泄・食事等のお世話、掃除・洗濯などの家事をします。

●通院等介助

通院時のお手伝いなども行います。

●日中一時支援事業

日中活動の場・家族の一時的な休息を促すための預かり事業です。

●移動支援事業

外出の支援をします。

●地域生活支援事業所 おんにゅーの

帯広市西19条南5丁目29-22

営業時間 月～日 9:00～18:00

対象年齢 7歳～成人

☎66-4459

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○			

※3号研修を受けた介護士が実施するため、限定された対応になります。

●地域生活支援事業所 ほっとここあ

帯広市西9条南17丁目3番地2

営業時間 月～土 9:00～18:00

対象年齢 2歳～18歳未満

☎66-5782

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
○	○	○	○

●ていんくる開西

帯広市西22条南2丁目18番地1

営業時間 月～土 8:00～19:00

対象年齢 0歳～成人

☎61-1381

居宅 介護	通院 介助	日中 一時	移動 支援
		○	

※看護師配置の時間は一部のため、ご相談ください。

③ 退院後、どのようなサービスが受けられるの？

母子保健事業

帯広市では、妊娠・出産・育児が安心して行えるよう、各種母子保健事業を行っています。
また、地区担当保健師がおり、お子さんの育児や保護者の健康などについての相談に応じています。

乳幼児健診

お子さんの健康状態の確認や育児のサポートを目的として、乳幼児健診を行っています。
対象となる方には事前に個別通知を行っています。
医療機関の受診状況や体調等により各種健診の受診が難しい場合はご相談ください。

【集団健診（4か月児・1歳6か月児・3歳児）】
帯広市保健福祉センターにて、問診、身体計測や医師診察、育児相談や栄養相談、歯科健診（1歳6か月・3歳児健診のみ）を行います

【個別健診（10か月児）】
市内の医療機関にて問診、身体計測や医師診察、必要時電話相談を行います

赤ちゃん訪問事業

お子さんが生まれたすべてのご家庭に、母子訪問指導員や保健師、地域担当保育士がご自宅に訪問し、体重測定や育児相談等を行っています。必要時、ご自宅以外の場所（医療機関や保健福祉センター）での相談にも対応しています。

●帯広市健康推進課

帯広市東8条南13丁目1
帯広市保健福祉センター内
☎25-9722（平日8：45－17：30）

福祉有償運送

障害などを理由に、1人で公共交通機関を利用することが難しい方に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスです。現在、帯広市内においては9つの事業所が行っています。
実施事業所については帯広市HPをご覧ください。詳しい内容については、各事業所にお問い合わせください。



市ホームページへ

④ きょうだいの育児はどうしたら良いの？

医療的ケア児を育てるにあたり、きょうだい児の子育てに関わる時間的・肉体的・精神的余裕がない時に、助けとなるサービスがあります。

保育所・一時保育

保育所

保護者及びご家族が、就労や病気、子どもの介護などのために、家庭での保育ができないきょうだい児を、保護者に代わって保育する施設です。

☎こども課 65-4158

一時保育

きょうだい児が保育所や幼稚園に通っていない場合、保護者の育児疲れ解消などの理由で一時的に保育所でお預かりします。

☎すずらん保育所 36-2388

☎豊成保育所 48-6630

☎こでまり保育園 38-2690

ファミリーサポートセンター事業

本事業は、会員相互の信頼関係のもとに、子育てを地域でお手伝いしあう会員組織です。
きょうだい児の保育所・習い事などの送迎や家族のリフレッシュ、通院などの時に「提供会員」に預かってもらうことが出来ます。
なお、利用の際には、事前に会員登録が必要で、活動報酬と実費（交通費・おやつ代など）がかかります。

●NPO法人子どもと文化のひろば

ふれいおん・とかち

帯広市西20条南5丁目18-2

開所時間 月－金 8：45－17：30

☎66-4285



ショートステイ

きょうだい児の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊を伴って一時的にきょうだい児を預けることが出来ます。

●子育て支援課

帯広市東9条南21丁目1-9 十勝学園

対象児童 満1歳以上のお子さん

期 間 7日以内

☎25-9700（平日8：45－17：30）



⑤ 家族は休息できるの？

医療型短期入所施設

自宅で介護されているご家族などが急病や冠婚葬祭、休養等の理由で介護を行うことができない場合、お子様に施設等に短期間入所していただき、入浴や排泄、食事、日常生活の支援など、短期間・夜間も含め必要な介護を行います。
介護者のレスパイト（休息）としての役割も担っています。



●独立行政法人国立病院機構帯広病院

帯広市西18条北2丁目16番地

対 象 者 医療的ケア等を必要とする重症心身障害児者で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方。

利用方法 事前に窓口へご相談ください。

新規利用の場合、ご相談からご利用までにお時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

窓 口 療育指導室 ☎ 33-3155（平日8：30－16：55）

レスパイト入院

短期入所の利用が困難で、かつ、一時的に在宅介護が困難になった場合や介護者のレスパイトのために、医療保険を利用して入院させ、生活全般の必要な保護を行います。

●公益財団法人北海道医療団 音更病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、悪性疾患の治療中の方、難病指定を受けている方、入院後や在宅中に介護度が高くなり短期入所の利用に時間を要し決定までに期間がある方

児童・成人ともに受け入れ可能です

☎ 連携推進部 43-5500
（平日8：30－17：00）

●公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、悪性疾患の治療中の方、難病指定を受けている方、入院後や在宅中に介護度が高くなり短期入所の利用に時間を要し決定までに期間がある方

児童・成人ともに受け入れ可能です

☎ 連携推進部 43-5500
（平日8：30－17：00）

●帯広中央病院

対 象 者 在宅酸素が必要な方、人工呼吸器をしている方、胃ろう、床ずれなどの医療処置、管理が必要な成人の方
施設入所待ちの要介護者の方
また、レスパイト入院中に病状によってはリハビリテーションを受けることができます

☎ 連携室 67-5638
（平日8：45－17：00）



⑥ 退院後の暮らし（例）

退院後の生活イメージ

福祉サービス

医療

